

令和7年10月27日

福祉用具専門相談員指定講習事業者の代表者 殿

沖縄県保健医療介護部
高 齢 者 介 護 課 長

「沖縄県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」
の一部改正について

平素より、本県の介護施策にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、みだしのことにつきまして「「福祉用具専門相談員について」の一部改正について」(令和7年4月4日老高発 0404 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)により、要綱を一部改正いたしましたので新要綱を添えて通知します。

上記の改正に併せて、申請書等の様式の見直しを行いましたので通知します。

【主な改正内容】

- 1 指定講習のカリキュラム改正
- 2 指定講習の講師要件の改正
- 3 指定講習における目的、到達目標、内容の指針の改正
- 4 申請様式等の改正

なお、令和7年度は経過措置期間中であるため、新カリキュラム、旧カリキュラムのいずれの講習内容で実施いただいても差し支えありません。ただし、年度を跨ぐ場合（講習の始期が令和7年度、終期が令和8年度となるもの）は、新カリキュラムにより実施いただく必要がありますのでご注意ください。